

秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

秦野市火災予防条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、位置、構造等の基準の適用対象に「ガスグリドル付こんろ」及び「入力 5.8 キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器」を加えること。
- (2) 対象火気器具の熱量及び可燃物からの距離、燃料タンク等附属装置の鋼板の厚み及びその可燃物からの距離、ダクトを被覆する不燃材料の厚み等に係る技術基準を規則に委任すること。
- (3) 住宅用防災警報器の壁、天井等からの距離等及び百貨店、劇場等の避難管理に係る避難通路の幅、歩行距離、座席の幅等に係る技術基準を規則に委任すること。
- (4) 劇場等に設ける喫煙所の面積に係る技術基準を規則に委任すること。
- (5) 禁煙、火気厳禁等について消防長が指定する場所に掲出する図記号による標識の形式を規則に委任すること。
- (6) 水素を充てんする気球が市場に流通しなくなったため、それに関する規定を廃止すること。

秦野市火災予防条例の一部を改正する条例

秦野市火災予防条例（昭和48年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号アを次のように改める。

ア 別表第1に掲げる種別に応じ、規則で定める離隔距離

第3条第1項第14号イ本文中「2メートル以内の部分」を「規則で定める距離の部分」に、「15センチメートル以上の距離」を「規則で定める距離」に改め、同号イただし書中「厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分」を「規則で定める不燃材料で被覆する部分」に改め、同項第17号ウ本文中「2メートル以上の水平距離」を「規則で定める水平距離」に改め、同号エの表以外の部分中「その容量（タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。）に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板」を「規則で定める容量に応じ、規則で定める厚さの鋼板」に改め、同号エの表を削り、同条第3項本文中「入力350キロワット以上の炉」を「規則で定める入力値の炉」に改める。

第3条の2第2項中「別表第1に定める距離」を「別表第1に掲げる種別に応じ、規則で定める距離」に改める。

第3条の3第1項第2号本文中「次の表に掲げる式によって算定した数値（入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、算定した数値が15以下の場合、15とする。）以上の距離」を「規則で定める距離」に改め、同号ただし書中「厚さ2センチメートル以上（入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、10センチメートル以上）の金属以外の不燃材料で被覆する部分」を「規則で定める不燃材料で被覆する部分」に改め、同号の表を削り、同条第2項中「別表第1に定める距離」を「別表第1に掲げる種別に応じ、規則で定める距離」に改める。

第3条の4第1項第1号ウ本文中「10センチメートル以上の距離」を「規則で定める距離」に改め、同項第2号エ（ア）中「350キロワット以上のもの」を「規則で定める値のもの」に改め、同号エ（イ）中「高さ31メートルを超える建築物」を「規則で定める高さの建築物」に、「350キロワット以上のもの」を「規則で定める値のもの」に改め、同条第2項前段中「別表第1

に定める距離」を「別表第1に掲げる種別に応じ、規則で定める距離」に改め、同項後段中「第3条第3項の規定中「入力」」を「同条第3項中「規則で定める入力値」」に改め、「入力の合計が」の次に「規則で定める値」を加える。

第4条第2項及び第5条第2項中「別表第1に定める距離」を「別表第1に掲げる種別に応じ、規則で定める距離」に改める。

第6条第1項第1号本文中「10センチメートル以上の距離」を「規則で定める距離」に改め、同項第2号中「厚さ20センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り」を「規則で定める厚さの鉄筋コンクリート造り」に改める。

第7条第2項、第9条及び第10条中「別表第1に定める距離」を「別表第1に掲げる種別に応じ、規則で定める距離」に改める。

第12条の2第2項第1号中「引火点70度未満の加工液」を「規則で定める引火点の加工液」に改める。

第13条第2項本文中「3メートル以上の距離」を「規則で定める距離」に改める。

第14条第4項前段中「板厚が0.8ミリメートル以上のもの」を「規則で定める厚さのもの」に改める。

第17条第1項第1号オ中「2以上の分岐回路」を「規則で定める数の分岐回路」に改める。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第20条第1項第1号アを次のように改める。

ア 別表第1に掲げる種別に応じ、規則で定める離隔距離

第21条から第23条までの規定中「別表第1に定める距離」を「別表第1に掲げる種別に応じ、規則で定める距離」に改める。

第25条第3項及び第4項第2号中「別表第2に定めるもの」を「規則で定めるもの」に改め、同条第6項本文中「客席の床面積の合計の30分の1以上」を「規則で定める面積」に改める。

第31条の3第1項第5号中「床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階」を「規則で定める床面積及び数の居室が存在する階」に改め、同条第2項第1号中「0.6メートル以上離れた天井」を「規則で定める距離にある天井」に改め、同項第2号中「下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁」を「規則で定める位置にある壁」に改め、同条第3項中「、1.5メートル以上離れた位置」を「規則で定める距離を確保した位置」

に改める。

第31条の5第1号中「標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているもの」を「規則で定める性能を備えているもの」に改める。

第33条の4第1項中「そのタンクの容量」の次に「(タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下この節において同じ。)」を加える。

第36条第1項各号列記以外の部分中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項第1号ア及び同項第2号中「別表第3備考6エ」を「別表第2備考6エ」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第37条及び第37条の2中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第39条第1号中「いす」を「椅子」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 椅子背の間隔及び座席の幅は、規則で定める間隔及び幅とすること。ただし、椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合にあっては、規則で定める間隔とすることができる。

第39条第3号中「奥行き3メートル以下ごとに、高さ1.1メートル以上の手すり」を「規則で定める奥行きごとに、規則で定める高さの手すり」に改め、同条第4号アを次のように改める。

ア 椅子席を設ける客席の部分には、規則で定める座席数ごとに、その両側に規則で定める幅の通路を保有すること。ただし、避難上支障がないものとして規則で定める座席数ごとに通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

第39条第4号イ中「いす席」を「椅子席」に、「幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下でその一つに達し、かつ、歩行距離40メートル以下」を「規則で定める幅の通路を、各座席から規則で定める歩行距離でその一つに達し、かつ、規則で定める歩行距離」に改め、同号ウ中「幅50センチメートル以上の通路」を「規則で定める幅の通路」に改め、同号エ中「幅1メートル以上の通路を、各ますから歩行距離10メートル以内」を「規則で定める幅の通路を、各ますから規則で定める歩行距離」に改める。

第40条を次のように改める。

(キャバレー等の避難通路)

第40条 キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの(第47条第4号において「キャバレー等」という。)及び飲食店の階のうちその階にお

ける客席が規則で定める床面積である階の客席には、規則で定める有効幅員の避難通路を、客席の各部分から規則で定める数の椅子席、テーブル席又はボックス席を通過しないで、その一つに達するように保有しなければならない。

第41条第1項中「売場又は展示場の床面積が150平方メートル以上の階」を「売場又は展示場が規則で定める床面積である階」に、「幅1.2メートル（売場又は展示場の床面積が300平方メートル以上のものにあつては、1.6メートル）以上の主要避難通路を一つ以上」を「規則で定める幅の主要避難通路について規則で定める数を」に改め、同条第2項中「売場又は展示場の床面積が600平方メートル以上」を「売場又は展示場が規則で定める床面積である階」に、「有効幅員1.2メートル以上の補助避難通路」を「規則で定める有効幅員の補助避難通路」に改める。

第42条第1号ア前段中「いす席」を「椅子席」に改め、同号ア後段中「長いす式のいす席」を「長椅子式の椅子席」に、「そのいす席」を「その椅子席」に、「40センチメートル」を「客1名当たりに必要な幅として規則で定める数値」に改め、同号イ中「0.2平方メートル」を「客1名当たりに必要な面積として規則で定める数値」に改め、同号ウ中「0.5平方メートル」を「客1名当たりに必要な面積として規則で定める数値」に改め、同条第3号中「屋内の客席にあつては7人以上、屋外の客席にあつては10人以上の客」を「屋内又は屋外の客席の区分に応じ、規則で定める数の客」に改める。

第47条第14号を削る。

第49条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1中「区分」を「種別」に改め、同表離隔距離（cm）の欄を削り、同表ちゅう房設備の部中「ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ」を「組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」に改め、同表調理用器具の部中「卓上型こんろ（2口以上）、卓上型グリル付こんろ」を「卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」に改め、同表電気こんろの部、電気レンジの部及び電磁誘導加熱式調理器の部を削り、同表電気温風機の部の次に次のように加える。

電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	入力4.8kw以下（1口当たり2kwを超え3kw以下）
					入力4.8kw以下（1口当たり1kwを超え2kw以下）
					入力4.8kw以下（1口当たり1kw以下）
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	入力5.8kw以下（1口当たり3.3kw以下）	
	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	入力4.8kw以下（1口当たり3kw以下）	
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	入力5.8kw以下（1口当たり3.3kw以下）

別表第1注1から注12までを削り、同表中備考2及び備考3を削り、備考1を備考とする。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前において設置され、又は設置の工事がされているグリドル付こんろ又は入力5.8キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器のうち、この条例による改正後の秦野市火災予防条例第3条の4、第22条又は第23条の規定に適合しないものについては、これらの規定は、適用しない。